

農業者年金受給者の皆様へ

6月は現況届の提出を

忘れずに！

現況届は、年金を受給されている方が年金を受給する資格があるか否かについて、毎年6月に確認するものです。

現況届を提出しないと、提出されるまで年金が差し止められることとなります。

現況届の用紙は毎年5月末までに農業者年金基金から受給者の皆様に送られます。必ず期限内（6月1日から6月30日まで）に農業委員会へ提出してください。

経営移譲年金（旧制度）や特例付加年金（新制度）を受給されている方については、経営移譲後に、農地を取得したり、認定農業者の認定を受けていたりしていた場合、経営再開とみなされ支給が停止されるだけでなく、支給された年金の返還になることがありますので、ご注意ください。

○提出先

農業委員会・農業委員会忠類支局・札内支所・糠内支所・駒島出張所

住所が変わった場合は？

転居や転出により住所が変わった場合や、年金を受け取る金融機関を変更する場合は、届出が必要になりますので、農業委員会又はJAにご相談ください。

「農業者年金説明会及び相談会」を開催



令和元年12月3日に農業者年金の受給予定者を対象とした農業者年金説明会及び相談会が開かれ、58歳から64歳までの年金の受給を考えられている11人が参加しました。

説明会は毎年、農業委員会と農業者年金協議会が共催しており、北海道農業会議の野澤信義農業者年金相談指導員を講師に迎え、農業者年金制度の概要、旧年金・新年金それぞれの経営継承の方法や留意点について説明を受けました。

説明会終了後は個別相談会が開かれ、参加者は年金支給予定額や農地を処分する方法や時期、処分する際の注意点について説明を受けました。

農地を「相続」したときは農業委員会に届出を！

農地法では、相続等で農地の権利を取得した場合、農業委員会へ届出することが義務付けられています。

○届出が必要な人

相続・遺産分割等、時効取得、法人の合併・分割等、農地法の許可を受けることなく、農地の権利を取得した人

○届出先

農業委員会

○届出時期

農地の相続等を知った時点からおおむね10カ月以内

○留意事項

・この届出は、農業委員会が農地の権利移動を把握するためのもので、権利取得の効力を発生させるものではありませんのでご注意ください（たとえば、届出により、時効による権利取得が認められるということではありません）。

・また、所有権移転登記に代わるものではありません。登記は別途必要です。